

○松山衛生事務組合処務規則

制 定 昭和 47 年 11 月 25 日規則第 2 号

改 正 昭和 53 年 7 月 5 日規則第 1 号 平成 5 年 3 月 1 日規則第 1 号

平成 11 年 12 月 27 日規則第 5 号 平成 13 年 3 月 22 日規則第 2 号

平成 14 年 4 月 1 日規則第 1 号 平成 16 年 3 月 25 日規則第 1 号

平成 19 年 3 月 28 日規則第 1 号 平成 23 年 3 月 31 日規則第 1 号

平成 31 年 3 月 15 日規則第 1 号 令和 2 年 3 月 25 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、松山衛生事務組合（以下「組合」という。）の処務について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務分掌)

第 2 条 事務局の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議会に関すること。
- (2) 職員の人事、給与、厚生、研修及び服務に関すること。
- (3) 予算及び決算その他経理に関すること。
- (4) 公印の管守及び文書に関すること。
- (5) 財産の管理に関すること。
- (6) 手数料の徴収に関すること。
- (7) 情報公開に関すること。
- (8) 個人情報保護に関すること。

第 2 条の 2 松山衛生 e c o センター（以下「e c o センター」という。）の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) e c o センターの使用及び受入れに関すること。
- (2) e c o センターの運転及び維持管理に関すること。
- (3) e c o センターの施設整備計画、建設及び補修に関すること。

(職員)

第 3 条 組合に事務局長（以下「局長」という。）を置き、組合長が必要と認めるときは、職員を置くことができる。

(職員の職務)

第4条 局長は、組合長の命を受け、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

2 職員は、上司の指示する分掌に従い、事務を処理する。

(局長の専決)

第5条 局長は、し尿の終末処理計画の決定に関する事項及び松山市職務権限規則（昭和51年松山市規則第54号）第11条及び同規則別表に規定する課長専決事項を専決する。ただし、重要又は異例に属する事項については、上司の決済を受けなければならない。

(代決)

第6条 局長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ局長が指定する職員がその事務を代決する。

(委嘱)

第7条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第287条第2項の規定に基づき、事務局及び所管施設の事務処理（以下「事務処理」という。）を、組合を組織する地方公共団体の職員に委嘱することができるものとする。

2 前項の規定による委嘱の範囲は、当該事務に係る松山市の部長、担当部長、副部長、課等長及び各課等の職員とする。

3 委嘱された職員は、事務処理の一部を担当するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか、事務処理に関して必要な事項は、松山市の諸規則を準用する。この場合において、松山市の諸規則中「市長」とあるのは「組合長」と、「副市長」とあるのは「副組合長」と、「会計管理者」とあるのは「組合会計管理者」と、「部長・担当部長・副部長・課長・会計事務局長」とあるのは「組合の事務を委嘱した部長・担当部長・副部長・課長・会計事務局長」と読み替えるものとし、同規則中、組合に係る「部・課」は、「組合の事務の一部を担当する部・課」とみなす。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

付 則（昭和53年7月5日規則第1号）

この規則は、昭和53年7月5日から施行する。

付 則（平成5年3月1日規則第1号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 27 日規則第 5 号）

この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 3 月 22 日規則第 2 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 4 月 4 日規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の松山衛生事務組合処務規則第 7 条の規定は適用せず、改正前の松山衛生事務組合処務規則第 7 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

付 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 15 日規則第 1 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。